

第79回広島県森林審議会議事録

- 1 日 時 令和元年12月13日(金) 10時00分から12時20分まで
- 2 場 所 広島市中区立町3-13
ひろしま国際ホテル 3階(ルビー)
- 3 出席委員 梅木委員, 海堀委員, 草野委員, 小林委員, 菅野委員, 寺河委員,
福田委員, 堀川委員, 村田委員 (9名)
- 4 説明事項 ○主伐及び再造林の取組方針について(資料1)
○新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税の取組について(資料2)
○広島県県産木材利用促進条例に基づく基本方針及び取組について(資料3)
○平成30年7月の豪雨災害の対応について(資料4)
- 5 諮問事項 ○江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について(資料5)
- 6 担当部署 広島県農林水産局 林業課 森林企画グループ
TEL (082)513-3683 (ダイヤルイン)
- 7 会議の内容
 - (1) 地域森林計画の具体化に必要な県の施策について説明を行った。
 - (2) 諮問事項の地域森林計画の樹立及び変更について, 諮問を行った。
 - (3) 議事(質疑応答)

(事務局)

ただ今から, 第79回広島県森林審議会を開催させていただきます。本日の司会を行います農林水産局林業課の野上です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして, 福田林業振興部長からご挨拶を申し上げます。

(福田林業振興部長)

みなさんおはようございます。林業振興部長の福田でございます。広島県森林審議会の開会にあたり, 一言ご挨拶申し上げます。

本日は, 年末の大変お忙しい中, 本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また, 委員の皆様方には, 日頃より, 本県における森林・林業行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることに, 厚くお礼申し上げます。

さて, 今年度, 令和元年度は, 「森林経営管理法」の施行と「森林環境譲与税」の譲与開始によりまして, 我が国の森林・林業全体にとって, 新たな時代の幕開けとなる一年となりました。

本県では, 昨年策定いたしました「農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)」に基づきまして, 令和2年度における県産材生産量40万m³を目標といたしまして, 「森林資源経営サイクル」の構築と

「森林資源利用フロー」の推進に取り組んでおります。

このような中、今回の国による新たな制度と財源は、同プログラムに掲げる、「主伐・再造林の促進」、
「現場技能者の確保・育成」、そして「安定的な生産体制の構築」に、大きく貢献するものと思っております。

本県では、この新たな制度の下、当面の間、森林所有者が自ら経営管理する意向を有するかについての調査（意向調査）を集中的に実施することといたしまして、市町毎に設置しました「地域調整会議」において、調査の実施箇所や役割分担などに関する合意形成を図った上で、意向調査を進めているところでございます。

また、木材利用の拡大につきましては、昨年制定されました「広島県県産木材利用促進条例」に基づきまして、今年3月には、県としての方針となる「県産木材の利用の促進に関する指針」を制定しました。

この指針では、従来の木造住宅分野のみならず、公共建築物の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、消費者に対する普及啓発など、幅広い分野で木材利用の促進に取り組むこととしました。

先月29日には、幅広い関係者の参画による「ひろしま木づかい推進協議会」を設立したところであり、今後は、この協議会を中心にいたしまして、関係者が一体となって木材利用の促進に取り組んでまいります。

更に「平成30年7月豪雨災害」からの復旧・復興につきましては、林道施設災害では比較的順調に復旧が進んでいる一方で、山地災害につきましては、不調不落が多発していることから、この9月には、復旧復興の完了時期を「今年度末」から「来年度末」に変更したところでございます。

県民の皆様には、ご心配をおかけしておりますが、引き続き、早期の復旧・復興に向けて努力してまいります。

本日の審議会では、先ほど述べました、森林経営管理制度・森林環境譲与税、県産木材の利用促進、豪雨災害からの復旧・復興に加えまして、主伐・再造林の取組などについて、情報提供させていただくとともに、今年度樹立いたします「江の川上流地域森林計画」につきまして、ご審議いただく予定でございます。

委員の皆様方には、審議事項はもとより、本県における森林・林業行政全般に対しまして、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いします。

最後に、本日ご参集の皆様の益々のご活躍を祈念して、私からのご挨拶といたします。

本日はよろしく申し上げます。

（事務局）

本日審議会においては令和元年9月30日をもって委員の任期が満了しております。このため、委員の皆様におかれましては、10月21日付けで新たにご就任いただきました。

ここで本日ご出席いただいております委員の皆様を、お配りしている名簿の順にご紹介させていただきます。

名簿をご覧ください。

広島森林管理署長の梅木洋一委員でございます。

広島大学大学院教授の海堀正博委員でございます。

広島県生活協同組合連合会理事の草野みどり委員でございます。

広島県島県森林組合連合会代表理事会長の小林秀矩委員でございます。

(一社) 広島県木材組合連合会会長の菅野康則委員でございます。

(有) 一場木工所代表取締役の寺河未帆委員でございます。

福田事務所(公認会計士)の福田和恵委員でございます。

中国木材(株)代表取締役社長の堀川智子委員でございます。

県立広島大学准教授の村田和賀代委員でございます。

なお、神石高原町長の入江嘉則委員、広島大学大学院教授の奥田敏統委員におかれましては、本日も欠席となっております。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

福田林業振興部長でございます。

高木林業課長でございます。

山崎森林保全課長でございます。

渡邊林業経営・技術担当監でございます。

高野治山担当監でございます。

紹介は以上になります。

(事務局)

それでは、会長の選任に入ります。当森林審議会の議長は本来会長に務めていただくことになっておりますけれども、先ほど説明しましたとおり、令和元年10月21日に新たに委員にご就任いただきました。

このため、ただいまから、会長の選任をお願いしたいと思いますが、森林法第71条の規定により、会長は委員の互選によって選出していただくことになっておりますので、どなたかご推挙いただけませんかでしょうか。

(小林委員)

森林保全行政にも精通されている海堀委員が適任ではないかと思えます。力強くご推薦をさせていただきます。

(事務局)

ただいま、会長に海堀正博委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

異存がないようでしたら、拍手をお願いします。

(一同拍手・異議なしの声あり)

(事務局)

それでは、海堀委員に会長に就任いただくことに決定させていただきます。

これからの議事進行は会長をお願いしたいと思います。

(会長)

ただ今、皆様方から会長にご指名を頂きました海堀でございます。

森林審議会に関わってだいぶ長い間色々なことを審議し、委員の方から色々な意見を出して頂いているのを聞きながら勉強させてもらって、現在に至っていると思っています。

私は、砂防学という土砂災害防止の関心の専門の教育・研究している者です。昔から森林とか植生とかに興味を持っておりましたので、大学では農学部林学科というところに入って勉強しておりました。

また、趣味が地質とか岩石とか鉱物とかでしたので、1987年1月付けで、広島大学総合科学部自然環境研究(地学系)というところに職を得て現在に至っております。総合科学的に防災関係、土砂災害防止の関係もやろうということで、当然のことながら森林の役割はすごく大きいということを日々感じながら過ごしております。

広島県の森林審議会で色々な意見を聞きながら、私が解決できるようなものばかりではなくて、はるかに手の届かないような難しい問題がたくさんあることを感じながら、年数を経て現在に至っており、近年非常に多いのが、林地開発許可案件で一定の面積で雑木林が伐採される案件の申請を議論するケースです。特に雑木林の価値というものがあまり見出されていないと感じています。

特に、所有者の方は、簡単に(森林を)手離してすぐお金になるような方法に向かう傾向があるのではないかと感じております。広島県に限りません、全国的な状況です。

もう一方で、大事に年数をかけてお金をかけて育ててきたスギやヒノキのそれなりの林齢に達したものが、それだけの価値を持っているとみなされないような取扱いを受けている現状に危惧を抱いている。広島県に限りません。これも全国的な状況です。

例えば、去年の台風21号などで、京都の北山スギのあるところを含め、立派な木がいっぱい倒れたりしている。同じようなことは全国にあり、広島県においても台風の強風を受けて傾いている木がある。

つまり、森林の価値というのがみんなに伝えられて、それなりに敬意をもって扱われるような方向にいかないと、今のままではこれまで頑張って育ててこられた林家の人達の努力もあまり評価されないことになる。

また、緑が失われることは私の専門でやっている土砂災害の関係でも非常に具合が悪いことになるし、気候変動の観点でも重要な問題がまた出てくることになる。

こういったことに関して、森林審議会というのは、色々なケースに意見を出して助言し、あるいは、導いていけるのではないかと考えている。広島県で頑張ってやったら、もしかしたら、全国に対してのリーダーシップも発揮できるような形になるのではないかと考えています。

簡単に解決策がある訳ではないのですが、こういう問題を皆様の力を得ながら、少しでも広島の森林が評価されみんなが大事にしようという気持ちが育つようにしていければと思っています。

どうかよろしく申し上げます。

本審議会につきましては、森林法に基づく諮問事項のほか、広島県の森林、林業行政につきまして審議をお願いするものでございます。

今後の審議会運営を円滑に進めて参りたいと思いますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

では、審議会を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から委員の出席者数を報告してください。

(事務局)

本日出席の委員は9名です。委員総数11名の過半数、6名以上のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立しております。以上です。

(会長)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

梅木委員と村田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、森林保全部会の部会員と部会長の指名に移りたいと思います。

まず、森林保全部会について事務局から説明してください。

(事務局)

森林法施行令第7条第1項により、知事は必要があると認めるときは、審議会に部会を置いて、その所掌事務を分掌させることができるとされています。

本県におきましては、広島県森林審議会運営要綱第7条の規定により、審議会の所掌事項のうち、森林法に基づく開発行為の許可に関する事項、保安林の解除に関する事項、森林病虫害等防除法に基づく県防除実施基準等の策定等に関する事項について、森林保全部会が分掌することとし、同要綱第8条の規定により、審議会が認めるものについては、部会の決議をもって総会の決議とすることができるものとされています。

また、森林法施行令に基づき、審議会の会長が委員の所属部会を定め、部会長を指名することとなっております。

(会長)

ただいま、事務局から、森林保全部会の部会員と部会長は、会長が指名するという説明がありましたが、指名について、事務局から提案はありますでしょうか。

(事務局)

では、事務局の方から提案させていただきます。部会員に梅木委員、奥田委員、海堀会長、小林委員、部会長を奥田委員にお願いしたいと考えております。

(会長)

私を含めまして、先ほど事務局から提案のあった梅木委員、奥田委員、小林委員に森林保全部会の委員に就任をお願いしたいと思います。また、奥田委員には部会長をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

では、よろしくお願いします。

引き続き、この委員になっていただいた方もいらっしゃるの心強いところです。

また、奥田委員は、今日のご欠席ですが、前回まで部会長をずっとやっていただいておりますので、続きまして奥田委員に部会長をお願いしたいと思っております。ご異存ないでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

では、どうぞよろしく申し上げます。

なお、森林保全部会において決議された事項については、広島県森林審議会運営要綱第8条の規定により、その決議をもって総会の決議とすることとしておりますが、引き続きそのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。部会で決議したことは、この審議会と同じとさせていただくこととさせていただきます。

異議が無いようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから、本日の議題につきまして、知事から諮問をいただきます。

(福田林業振興部長)

知事が出席できませんので、私が代読いたします。

地域森林計画の樹立について江の川上流森林計画区の地域森林計画区の樹立について、森林法第6条第3項の規定によって貴会の意見を求めます。

(諮問書を会長に手交)

(会長)

諮問事項のご審議をいただく前に、事務局から今日の審議会の進行などについて説明してください。

(事務局)

それでは、本日の審議会の進行につきまして、ご説明させていただきます。

次第をご覧ください。説明事項として、資料1から資料4まで広島県の施策や森林及び林業を取り巻く情勢などについて一括して説明させていただきます。

その後、説明事項についてのご意見などをいただきたいと思っております。

その後、森林法第6条第3項の規定に基づく「諮問事項」といたしまして、地域森林計画の樹立について、御審議いただきたいと思っております。

なお、森林審議会の所掌事務につきましては、森林法第68条に「地域森林計画の樹立などの法令に規定された事項」とされておりますが、地域森林計画の具体化に必要な県の施策などにつきましても、併せて御意見を賜りますようお願い申し上げます。

(会長)

では、説明をお願いします。

(事務局)

(資料1～4について説明)

- ・主伐及び再造林の取組方針について
- ・新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税の取組について
- ・広島県県産木材利用促進条例に基づく基本方針及び取組について
- ・平成30年7月の豪雨災害の対応について

(会長)

ありがとうございました。資料1から資料4までについて事務局から説明がありました。

関連しているものもあると思いますので、4つまとめての審議ということで、ご意見をいただければと思います。どの資料かをおっしゃっていただき、ご意見あるいは、ご質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(小林委員)

資料1ですが、毎年素材生産量の目標が40万 m^3 ということですが、この目標(量)は森林で蓄積されていくのかどうか。伐期を迎えた状況の中で、持続可能かどうかというのが1点。

もう1点は苗木ですが、生産者の数が少なくなっている状況で、コンテナ苗を活用し将来(再造林を)やっていきたいということですが、これは早く取り組んでいただきたいということです。

また、苗を育てるということは、従前の方法では発芽率が大変悪いということだと思います。国の方針として発芽率を高めるために選別機を購入した場合に国が二分の一補助する事業が、来年度から開始されるようにお聞きしています。

こういうチャンスに樹苗組合と話をされて、早く(発芽率を高めるために選別機を導入するなどの)システムを導入し、どこかで種苗を生産し、組合員さんがちゃんとしたコンテナ苗を生産する流れでやっていただければ大変助かるのではないかと。

そして、コンテナ苗を植え付けていくことで、コストの低減化も図られるのではないかと思いますけれども、その辺をお聞かせいただきたい。

(会長)

ありがとうございました。ひとつは、持続可能な数字なのかどうか。もうひとつは、種苗についてですね。

(高木林業課長)

(木材生産量の)40万 m^3 が持続可能かどうかについてですが、現在の人工林の蓄積がスギ・ヒノキ合わせて約4,000万 m^3 、年間の成長量が約50万～60万 m^3 ということですので、年間40万 m^3 を生産しても、持続的に生産することが可能でございます。

それから、もう1点の苗木の方ですが、将来的には裸苗よりも生産が容易なコンテナ苗ということで

生産をしていきたいと考えております。ご指摘のあった発芽率の件ですが、選別機でシステム導入をしていくことによって、発芽率の向上が図れると考えております。

その点について、我々も樹苗農業協同組合と話し合いをしながら進めて参りたいと思います。

(小林委員)

持続可能な量ということでしたが、現在、再造林が大変低迷しているのを心配しています。

(7月豪雨)災害の報告もありましたが、特に民有林の雑木林については、交付金が入れない、財源が乏しいことから、何らかの方法で整備しないと、7月豪雨やその前の北九州の災害のような状況となります。未整備林の災害が大変多いということでございます。

山陽側の山のアカマツ林もちゃんとして整備すべきだということを、常々我々も思っている訳でございまして、是非ともその方向性に向け、できれば舵を切っていただければというふうに意見として申し上げたいと思います。

(会長)

今の議論の中で生産量 40 万 m^3 という目標数字に関しては、むしろ生産しなければいけないという言い方もあるのではないかと。

ある意味(森林の)蓄積が 4,000 万 m^3 、成長量でも(毎年の成長量が)50 から 60 万 m^3 であれば、どんどん太っていく状況であって、本当はうまく利用するような流れを作るといえるのか、伐採して再造林をしていくという議論が中心だけでも、実はその伐られた木を、資料3にあるようにどういうふうに価値高く利用していくか。評価高く、みんなが年数かけて育てた木を、それなりの評価を加えて利用していく環境がうまくできれば、もっと新たに植えようという気力もまた湧いてくるだろうし。ここ密接に関係していますよね。きっとね。

だから、生産量が 40 万 m^3 をそれだけは何とでもうまく利用していける方策を考えて、その循環をうまくやるのが、苗を育てようとする人もまた生まれてくるというか、なにかそんな気がするのですよね。

資料のそれぞれに閉じた議論でなくて(資料間の)関連付けた議論もありなので、よろしく願います。

(寺河委員)

寺河です。技術士の林産としてお話をさせていただくのですが、量を出すという点で、木材を出していくことは大変良いことだと思うのですが、それに合わせて材価の部分と商品化、今使われていない建材として使うのは当然のことですが、それ以外に他県であるとか海外であるとかを視野に入れながら、新しい取組が必要ではないかと。

量を使っていく製品を作っていくためには、商品化のサポートであるとか、どういうものがどこに求められているのかというマーケティングであるとかの部分について、もう少し県としても、サポートがいただけないかと思っております。

それから、アカマツ林の話がありましたが、実際マツは枯れてしまって荒廃している状況です。

(このアカマツ林を)新しい樹種に変えていく、色んな広葉樹であるとか、ザツと言われているものに高付加価値があるということに着目した取組が他県で行われております。

そういうことに、もう少し目を向けていただけないかというふうに思っておりますので、その点についてどう考えられているのかご質問したいと思います。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(高木林業課長)

1点目の(素材生産量)40万m³をこれから継続して出材し、それを利用していくなかで、商品化のサポートやマーケティングのサポートをしていただきたいということですが、先月の29日に立ち上げた「ひろしま木づかい推進協議会」を上手に活用しながら、我々も事務局の立場でございますので、色々な活動にサポートしていきたいと考えております。

もう1点の南部のアカマツ林についてですが、マツが枯れてきているところを森林としてどう再生していくについては、非常に重要な課題であると我々の方も認識しております。

そういった箇所については、ひろしまの森づくり県民税を活用しながら現在整備しているところでございます。

また、伐採の方だけではなく木材利用という観点でもこれから考えていきたいと思っております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(村田委員)

村田です。先ほど持続可能性の話が出ておりましたが、資料1のところの早生樹のコウヨウザンについて、(循環)サイクルが早く手間もかからないという話をされていたのですが、実際にコウヨウザンに切り替えていった時の収益性がどのくらいアップする見込みがあるのかという試算があるのかどうかについてお伺いしたい。

広島県は他の林業県に比べると、単位面積当たりの所得が低い状況にあるので、コウヨウザンに切り替えたことでどの位(所得の)アップが見込めて、経営者の意欲を高揚できるかというのがちょっと気になるところです。

それから資料4の豪雨災害ですが、この資料の7ページ、8ページにある、不調不落の発生により工事ができていないと箇所が、63か所中24か所と三分の一強あるので、これが今どういう状況になっているのかについて少し説明がいただきたいと思っております。

(渡邊林業経営・技術指導担当監)

1点目のコウヨウザンについて説明させていただきます。

コウヨウザンについては、成長が早いということと、1回植えたら、次に伐採した時に萌芽更新ができるということで、成長が良いところで植えた後の下刈りの回数が省略できるというメリットがございます。

また、将来的には萌芽更新ができるため、切った後に次は植える必要がないという状況であり、そういった点で収支が大きく変わってくると思っております。

なお、(コウヨウザンの) 木材の利用につきましては、収支を計算したものは現在ございません。林業技術センターの方で色々試験等をやってはいますが、(将来) 合板材等では利用できるだろうと思っており、現在、林業技術センターで庄原の山から種を採種し採取園や採穂園を造成しております。

今後そういった品種系統が明らかなものを作って植えていく必要があるため、そこから種ができるのが10年近くかかるということになります。

現在は、中国の方から種を入れてきておりますので、そこが本当にいい材がとれるかどうか今のところ不透明という状況でございまして、収支については現在(計算が)できていないところです。

(高野治山担当監)

不調不落の状況について、昨日までの状況をとりまとめておりますので、報告させていただきます。

現在、49箇所ほど入札をさせていただいております。このうち34箇所が不調不落ということで契約に至らなかったのですが、その後、契約する意思がある業者と随意契約という形で契約に結びつけたものもございまして、現在契約できているものが25箇所となっております。

不落のままの状態に残っている箇所が、今現在25箇所あり、まだ入札公告までできていない箇所を含めまして、今後できるだけ早いうちに工事契約に結び付けるように取り組んで参りたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

(草野委員)

草野です。専門的なことは全然わからないのですが、今回の災害の分で道を早く直していただいて、通行止めだったところが早く通れるようにしていただいてありがたいなと思っていたのですが、安浦の辺りで今年度中には片側通行が直ると思っていたところ、今日お聞きして来年度中かなと感じたところ…(早期の復旧・復興に向け) よろしく願います。

それと、(本日) 色々資料を伺って、色々なイベントなんかで色々な取組をさせていただいているのは、今日来てわかったのですが、普段の生活の中で、取組をさせていただいているのだというのが実感できないので、それが普通に住んでいても分かるような形で教えていただきたいと思います。

夫が、山登りが好きですので、県内の色んなところに行ったりするのですけれども、(広報について) よろしく願います。

(会長)

ありがとうございます。大事なことです。せつかく色々なことに取り組まれておりますので、このことが人々に届くようにしっかり広報するともっといいねということだと思います。

こんな制度があれば利用しようという人を増やすのにも繋がると思います。

(寺河委員)

先ほど、木育の話があったのですが、木育というのは木の空間を作るであるとか、木のおもちゃで遊ぶ、木工する、山に行くだけではなく、木全体を山と災害、環境、全てを内包したものを全体的にちゃ

んと伝えられるような仕組みというものが、今少ないため色々活動をさせてもらっているのですが、一般の方に知ってもらうために、見えるところに木を使いながら、それがどういう効果があるのかということがきちんと伝えられるような機会であるとか、場所というものを整備していただきたいなと思います。

実際、税金を皆さんからいただきながらやっていますよということを、イベントでやるのはわかるのですが、どうしてもイベントですと行った人しか見えない。

いわゆる非住宅の木造化であるとか、市町施設の木造化に繋がっていくのが一番いいとは思いますが、その取組をもう少し、特に小さいお子さんがいらっしゃる女性、木ってやはり女性とかに親和性が高いので、そういうところに見える部分に使っていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。ひろしま木づかい推進協議会の役割は大きいですね。リーダーシップをとっていただけるように、菅野さんよろしく願いいたします。

それでは堀川さん、お願いします。

(堀川委員)

中国木材の堀川と申します。先ほどから収益性が低いとか、林業家に魅力がないとか話が出ておりますが、例えば、当社がスギの木を m^3 当たり 14,000 円で買っても、主伐だと伐採費が 8,000 円位掛かって、それを運んで流通するのに 4,000 円位掛かって、山元には 2,000 円位しか残らないというのが現状です。

一方、海外をみますと、伐採費が半分以下で、やはりここを何とかしないと日本の林業は儲かる林業にならないと思っておりますので、今日資料を見て、2 回目の下草刈りを省略しても影響がないという資料があって、そういう研究が進んでいることはいいことだと思うのですが、伐採コストを下げるために何か取組がありましたら、紹介いただければと思います。

(渡邊林業経営・技術指導担当監)

資料 1 の 14 ページをご覧ください。収支が書いてありますが、現在の伐採は一人当たり一日 9.5 m^3 程度生産している状況です。これをもう少し上げることができないかと思っております。スギであれば径が少し大きいので、 13 m^3 /日位、ヒノキであれば 11 m^3 /日位にできないかなと思っております。

先ほど林業経営適地という話がありましたが、傾斜が緩いだとか、ある程度山の材積が大きいところ、そういったところを選定してやっていけば、かなりのコストが縮減できるのではないかと思っております。

このため、現在、この林業経営適地をどこで設定していくのかという作業を順々にやっていっているという状況です。

なかなか、外国のように日本の山は大型の機械が入ってやるというのが難しい状況ですので、まずはいい場所を見つけて、やっていくのが一番良いのかなと思っております。

(福田林業振興部長)

伐採のコストの関係ですが、今現場では機械化も進んでいて、かなりコストも下がってきている。機

械を使って道をつけるというのが低コスト化に繋がると思っています。

ただ、機械を単に入れば良いとかではなくて、機械をどう組み合わせるのか、機械の遊びがないようにうまくシステムを組むということが大事だと思っており、その点について県の職員が事業体に出向いて指導するようなことをしております。

いずれにしても、道を作って機械を入れて効率的に施業していくことについては、まだ伸びしろがあると思っております。

(会長)

ありがとうございました。ちょっと難しい部分もあるのかなと思いますが、菅野さん付け加えることがありますか。

(菅野委員)

特にはないです。

(会長)

では、審議事項の部分と合わせてご意見等を伺います。知事から諮問のありました議案の審議に入りたいと思います。議案について、事務局の説明を求めます。

資料5について説明

[・ 江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について]

(高木林業課長)

ここで、ご報告させていただきます。

今回の各地域森林計画の樹立の案につきましては、10月31日から11月25日までの25日間公告・縦覧を行うとともに、近畿中国森林管理局長、関係市長に対して照会をしておりますが、意見の申し立てはありませんでした。

以上でございます。

(会長)

それでは、ご審議をお願いしたいと思います。

ご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言ください。

(福田委員)

12ページのところで、江の川流域で大規模な伐採が増えているという話がありまして、それに関連して2点お尋ねしたい。

まず大規模な伐採が増えている背景・原因で何か想定されるものがありましたらご説明いただきたい。

それと、22ページで、そういった大規模伐採について(地域森林計画の)個別記載事項とされとありましたが、このような大規模伐採につきまして、例えば、生産性の観点などからは大規模伐採の方が効率が良く、コストは下がるのかと思っておりますが、個別記載事項の内容からすると若干大規模伐採につ

いては危惧するというマイナス面が多いというご認識で、このようなことについて記載を求めていらっしゃるのかなと思ったので、そのあたりもう少し詳しくご説明していただければと思います。

(林業課森林企画グループリーダー)

まず、第1点目の大規模伐採の理由でございますが、先ほど委員ご指摘の生産性というのも当然ございます。あと、江の川流域については、特に不在地主の方々の森林というのが伐られている傾向にありまして、そういったところがまとまってあるところが一度に伐られてしまうといったような状況もございます。

(菅野委員)

すみません。大規模伐採ってどのくらいの規模から大規模伐採って言うのでしょうか。

(林業課森林企画グループリーダー)

林野庁の調査で5haというのをラインにしております。

それと、もうひとつネガティブな指針ではないかというご指摘をいただきました。決して、ネガティブではなく、当然、森林資源を適正に利用していく観点であるとか、地域の中の資源を適正に活用するというのは重要な観点でございます。伐採そのものを全く否定するものではございません。

ただし、伐るのは適正に伐ってください。伐ってぐちゃぐちゃにして逃げていくことがあってはならないので、そういった意味で正しい指針を決めたというようなことです。

(会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

(草野委員)

11ページのとこなんですけど、地域において問題となっている事例が発生と書いてあるのですが、具体的にあれば教えてください。

(林業課森林企画グループリーダー)

実際は伐採が起因というわけではないのですが、市道の方に土砂が出て通行止めになったような事例がございます。

災害が起きた時ですので伐採イコール災害ではないのですが、こういった大規模な伐採と同時に土砂と災害が起こった時に、少し不安ではないかというご懸念をいただいた事例がございます。

(小林委員)

花粉症対策のことですが、無花粉・少花粉は関東を中心として相当やっておられますが、この場で初めて出てきたのではないかと考えています。

付加価値をつけたような状況でやっていくのであれば、付加価値についてどうメンテされるのか、当然それなりの効果が期待されるということになれば、そういうものがあるかと思っておりますので、それを

お示しいただきたい。

それからもう1点、主伐後と再生林ですが、再生林率を高く設定されていることは当然妥当だと感じますが、どのような対策を講じられるのかお聞かせいただきたい。

(高木林業課長)

最初の花粉症対策ですが、スギとヒノキの花粉症対策に資する苗木をこれから生産していく必要があると考えております。少花粉は花粉の量が従来の1%以下ということで、全国に花粉症の方々がおられる中で、そういったものをこれから生産して必要があると考えております。

広島県におきましても、少花粉のスギとヒノキの生産を既に着手をしております。少花粉のスギにつきましては、平成29年から、少花粉のヒノキにつきましては昨年度から採種園を整備し、スギであれば令和4年から18万本の生産、ヒノキにつきましては、令和11年には約45,000本の苗木を生産するという計画で、今準備を進めている状況です。

もう1点の主伐・再生林につきましては、ご指摘のとおり、主伐をしたら再生林を行う、全ての箇所を再生林していくいわゆる再生林率100%をというご意見もございしますが、今現在全県で再生林率は20%と低迷しております。

先般の資料の中でも、林業経営適地、ここを中心に施業をしていくということで考えておりますので、そういったところでは伐ったら必ず再生林していくという取組を今後進めて参りたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

(菅野委員)

ちょっとだけ、すみません。資料5の造林計画の人工造林と天然更新とありますが、対象になっているのは人工林に対する施業ですよ。

(林業課森林企画グループリーダー)

人工林と天然林の両方入っています。

(菅野委員)

天然更新というのは、伐った後そのままにして勝手に生えるという状況ということですか。

(林業課森林企画グループリーダー)

天然力をもって更新して、5年後にチェックをして適切な更新が図られるということを前提として計画をしております。

(菅野委員)

今回、この計画を樹立すると、実際伐採した業者が造林をしなかったら罰則があるのですか。

(林業課森林企画グループリーダー)

届出の時に、人工造林か天然更新かを届け出ます。その時に、それに反していた場合は、更新の命令を出すことができます。罰則ではございません。

(菅野委員)

では伐採した後に天然更新と（届出書に）書いてあれば、（更新が）OKであれば伐りっぱなしでもいいということですか。

(林業課森林企画グループリーダー)

法律上はそれで構わないということになりますが、先ほど課長から説明がありましたように、林業適地については、造林を働きかけていくことになろうと思います。

(菅野委員)

では、（資料5）13ページの資料に実績の部分が書いてあって、伐採した計画に対して計画の時には、人工造林が2,000haで実績が594ha、天然更新が2,180haに対して実績が3,052haでしたとのことでしたが、伐った後ほとんど再植林しなかったということが大半な状況にも関わらず、今回の計画でどうやったらなるのかなというのが解らなかつただけでございまして、という意見でございます。

(小林委員)

（再造林が）できないだろうということでしょう。

(菅野委員)

意見です。

(寺河委員)

今の部分と少し関係するのですが、バイオマスの大規模伐採というのが、届出をされて伐られたと思うのですが、かなり地元の方に衝撃を与えた事例が何年前にありました。

しかも、山の奥の部分はその地域の方のうち2,3軒の方が手放され、手前の方はキノコも採られているし、林産の施業をされていたのに、道をつけるからということで断りきれなくて伐るしかなく、かなりはげ山になった地域があり、地域的にもショックが大きかった。

先ほど言われたように、（地域に）告知しなければいけないということもあったのだと思うのですが、バイオマスだからとりあえず伐ってしまえというのも計画で全部オッケー、では天然更新でねというのも色々問題なのかなと思います。

先月、丹波篠山に行ってきました、普通にスギ、ヒノキを植えられている林地の中に、パッチワークのように面で尾根毎位に広葉樹を植えるという施策をされていました。

それは、同じ単一の樹種では（土砂が）流れやすくなってしまいますので、間に違う樹種を植えることによって（土砂を）流れにくくするという取組をされていたので、今回のバイオマスとは少し違うのですが、少し計画が出ました、はい、オッケーじゃなくて、精査するような仕組みたいなものがあればいいなと思います。

(会長)

そうですね。参考にしたいですね。

(小林委員)

意見ですよ。

(寺河委員)

はい。

(会長)

ほかいかがでしょうか。5年毎に10年計画を見ているわけですよ。そういう意味では、その中の考え方として、今の意見を参考にさせて頂いてもらいたいです。

それでは、このあたりで、当審議会の意見を取りまとめたいと思います。

議案は、事務局の案のとおりで適当である旨を答申するというので、いかがでしょうか。大枠はこれでよいということで、御異議がないようですので、議案は、適当である旨を答申したいと思います。

(小林委員)

概ねいいのですが、各委員から出た意見を付議してください。

(会長)

そうですね。今日、最後のやり取りの中には大事な意見やご指摘も含まれております。他県の状況も同じような状況の中で工夫されているものもございます。そういうことを、是非今後の県政運営においては、取り込める部分などを見ていただきたいと思います。

なお、答申書の作成にあたっては、会長に一任していただきたいと存じますが、御異議ないでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。以上で、議案の審議を終了します。

それでは、ご質問、ご意見も出たようですので、事務局におかれましては、本日、皆様方から頂いた意見を踏まえていただき、今後の施策を進めていただくようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

皆様には、終始熱心にご審議いただき、また議事運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、本日の審議会を終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。閉会にあたりまして、林業振興部長からご挨拶申し上げます。

(福田林業振興部長)

長時間にわたりますご審議ありがとうございました。年に1回の審議会ということで、一番のメインは、この地域森林計画樹立の審議ということでそれに加えて、この1年間の本県の取組について説明をいただけるようによい機会になったのではないかと考えております。今日の審議にあたり幅広い意見をいただきました。特に、主伐・再造林について、これが本当にできるのかという厳しいご意見もいただきました。

我々も今の状態でできるということではなくて、様々な課題があつて、苗木のこともあり、シカの食害もあるということで、そういう課題を乗り越えていってこそ、主伐・再造林の目標達成ができると思っております。

また、引き続き委員の皆様からの意見を賜りながらこの計画を実際に達成できるように努力していきたいと思っております。引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

(事務局)

それではこれもちまして閉会させていただきます。本日はありがとうございました。